

新型コロナウイルス感染症に対する事業者向けの主な支援策一覧

令和3年6月15日現在

滝沢市商工会


(国の支援策)

No.	事業名	対象者		支援内容		問い合わせ先 (市外局番019)	区分	
		規模・形態	業種	売上高減少率等 該当要件	給付・補助金等金額			備考
1	日本政策金融公庫 新型コロナウイルス感染症特別貸付 (国民生活事業分) 令和3年12月31日まで延長	中小企業	金融公庫 適用業種	①特別貸付の対象(金利引き下げ)※1/22受付分から適用 ア 直近1か月間等の売上が前3年いずれかの同月比で5%以上 イ 直近1か月間含む過去6月の平均売上が前3年いずれかの同期比で5%以上 ②特別利子補給の対象 ア 小規模法人 前3年いずれかの売上同月比15%以上 イ 中小企業 前3年いずれかの売上同月比20%以上 ウ 個人事業主 売上減少要件なし	①基準金利から3年間0.9%引下げ 国民事業:1.26%→0.36% (4年目以降は基準金利) ②実質的な無金利化 (国の特別利子補給制度)	【資金使途】 運転・設備資金 【担保】 無担保 【借入上限】 8,000万円 【利下げ限度額】 6,000万円(1/22受付分より) *公庫の既存債務の借換含む 【貸付期間】 設備20年以内(措置期間5年以内) 運転15年以内(措置期間5年以内)	日本政策金融公庫 国民生活事業 盛岡支店 Tel.623-4376 又は滝沢市商工会 Tel.684-6123	融資関係
2	日本政策金融公庫 新型コロナウイルス対策マル経融資 令和3年12月31日まで延長	小規模 事業者	金融公庫 適用業種	①特別貸付の対象(金利引き下げ)※1/22受付分から適用 ア 直近1か月間等の売上が前3年いずれかの同月比で5%以上 イ 直近1か月含む過去6月の平均売上が前3年いずれかの同期比で5%以上 ②特別利子補給の対象 ア 小規模法人 前3年いずれかの売上同月比15%以上 イ 個人事業主 売上減少要件なし ③借入推薦依頼書兼借入申込書への押印が不要に	①基準金利から3年間0.9%引下げ 国民事業:1.21%→0.31% (4年目以降は基準金利) ②実質的な無金利化(国の特別利子補給制度)	【資金使途】 運転・設備資金 【担保】 無担保・無保証人 【借入上限】 通常のマル経融資 と別枠で1,000万円 【貸付期間】 設備10年以内(据置期間4年以内) 運転7年以内(措置期間3年以内)	滝沢市商工会 Tel.684-6123	融資関係
3	雇用調整助成金の特例措置 (令和3年4月30日まで) 令和3年6月30日まで延長		全般	●労働者に対して一時的に休業等を行い雇用維持を図り、以下の条件を満たす事業主 ①経営環境が悪化し事業活動が縮小している ②最近1か月の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少 ③労使間の協定に基づき休業などを実施と休業手当の支払っている 【2月15日追記】 大企業の休業手当助成率拡充 ●売上高等の生産指標が、前年又は前々年同期と比べ、最近3か月の月平均値で30%以上減少等、一定の要件を満たす場合 →助成率を4/5へ引上げ →解雇等を行わない場合は助成を10/10へさらに引上げ	●休業手当の助成率 ①中小企業 通常 4/5 (中小) →解雇等を行わない場合 令和3年4月まで10/10 令和3年5月・6月は9/10へ変更 ②大企業 通常2/3 →解雇等を行わない場合3/4 ●助成金上限15,000円(令和3年4月まで) (令和3年5月・6月は13,500円。 但し、左記●に該当の場合は15,000円) ●教育訓練を実施した場合加算額の引上げ (中小企業2,400円、大企業1,800円) ●支給対象の出向要件を1か月以上に緩和	【特例措置の適用期間】 【1月27日追記】 緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月 未まで適用期間が延長 【支給申請期限】 判定基礎期間の末日の翌日から2か月以内 (※判定基礎期間の初日が令和2年1月24日から6月30日までの場合は9月30日)	岩手労働基準局 職業対策課分室 助成金相談コーナー Tel.606-3285 ●厚労省特設ページ 	給付金 助成金
4	厚生年金保険料等 労働保険料等の猶予制度	中小企業	全般	●対象事業主 令和2年2月以降の任意の1か月以上の事業収入の前年同期 減少率が20%以上で、一時的に納付が困難な事業主 (申請書を提出すること)	①1年間保険料等の納税を猶予 ②担保の提供不要、延滞金免除	厚生年金保険料の免除は、年金事務所等に、 労働保険料は岩手労働局にそれぞれ個別に 申請が必要	厚生年金保険料関係 盛岡年金事務所 Tel.019-623-6211 労働保険料関係	納税関係
5	国税の納税猶予 国税の納付期限の延長	全事業者		コロナ関連の国税納付の特例猶予の申請期限が2月1日で終了 2月2日以降に納期の到来する国税の納税猶予については、所轄税務署(徴収部門)へ相談を ※詳細については、右のQRコードを参照 → 		個別の事情がある場合は、別途税務署へ相談 する。(災害による被災、事業主等の病気、 事業の廃止又は休止、事業に著しい損失等)	国税庁QRコード	納税関係
6	一時支援金	中小企業	全般	●給付対象 ①2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または 外出自粛等の影響を受けていること ②2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月、3月の売上が50% 以上減少していること	○給付額算出 2019年または2020年の対象期間の合計売上ー 2021年の対象月の売上×3ヶ月 ○給付額 中小法人等 上限60万円 個人事業者等 上限30万円 ○対象期間 1月~3月	【申請期間】 2021年3月8日~5月31日 【申請手続き】 ・登録確認機関(商工会等)にて事前確認 を受けること	中小企業庁 一時支援金 コールセンター Tel.0120-211-240 受付時間 8:30~21:00	支援金
<p>令和3年5月31日で申請受付終了</p> <p>申請に必要な書類の準備に時間を要するなど、申請期限に間に合わない合理的な理由がある方のうち、5月31日(月)までに、①「申請IDの発行」及び②「書類の提出期限延長の申込」の両方のお済みの方については、「申請に必要な書類の提出期限」を6月15日(火)まで延長</p>								

新型コロナウイルス感染症に対する事業者向けの主な支援策一覧

令和3年6月15日現在

滝沢市商工会

7	月次支援金	中小企業	全般	<p>●給付対象 ①と②を満たせば、業種・地域は問わない</p> <p>①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること</p> <p>②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること</p>	<p>○給付額算出</p> <p>2019年または2020年の基準月の売上ー2021年の対象月の売上</p> <p>○給付額</p> <p>中小法人等 上限20万円/月</p> <p>個人事業者等 上限10万円/月</p>	<p>【申請期間】</p> <p>4月分/5月分 2021年6月16日～8月15日</p> <p>6月分 2021年7月1日～8月31日</p> <p>*原則、対象月の翌月から2ヶ月間が申請期間</p> <p>【申請手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はじめて申請する前に、登録確認機関（商工会等）にて事前確認を受けること ・2回目以降または、一時支援金を受給した事業者は事前確認を受ける必要はない <p>【申請の流れ 月次支援金ホームページ】</p> <p>https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html</p>	<p>中小企業庁 月次支援金 コールセンター Tel.0120-211-240</p> <p>受付時間 8:30～19:00</p> <p>●特設ページ</p> 	支援金
---	-------	------	----	--	---	--	--	-----

●経済産業省の新型コロナウイルス感染関連施策特設ページ 専用QRコード



新型コロナウイルス感染症に対する事業者向けの主な支援策一覧

令和3年6月15日現在

滝沢市商工会

(県の支援策)

No.	事業名	対象者		支援内容		問い合わせ先 (市外局番019)	区分	
		規模・形態	業種	売上高減少率等 該当要件	給付・補助金等金額			備考
1	地域企業経営支援金	中小事業者	小売、飲食、サービス、宿泊、製造、建設、運輸、その他	<ul style="list-style-type: none"> ●次の要件いずれにも該当する中小企業等 感染症対策に取り組みながら対象事業を継続し、店舗を有し、 ①売上が前年同月比で50%以上減少している ②連続する3か月の売上合計が前年同期比で30%以上減少している *令和2年11月から令和3年3月の間で、連続する3か月の売上合計を昨年と同期間の売上合計から差し引き、減少分が支援金の対象となる。 	①支給額 1店舗あたり最大40万円 複数店舗の場合最大 中小法人等200万円 個人事業者100万円 ②申請は1事業者1回のみです。 【申請受付期間】令和3年6月30日まで	【申請様式ダウンロード】 滝沢市商工会HPより https://www.shokokai.com/takizawa/	滝沢市商工会 Tel.684-6123	支援金
2	新型コロナウイルス感染症対策資金「対策資金」	全般	全般	<ul style="list-style-type: none"> ●次の要件いずれにも該当する中小企業等 ①最近1か月間の売上高又は販売数量が前年同月に比して15%以上減少 ②その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること ③市町村が発行する危機管理保証の認定を受けられる方 	①融資限度額8,000万円 ②融資利率 年1.4%以内（固定） 年1.2%以内（変動） ③保証料率年0.4% 【4月2日更新】 【取扱期間】令和4年3月31日まで	【資金使途】 運転・設備 【融資期間】 10年以内（据置期間2年以内） 【融資限度額】 8,000万円 【融資利率】 年1.4%以内（固定） 年1.2%以内（変動） 【保証料率】 年0.4% 【担保】 金融機関所定の条件による 【保証人】 原則法人の代表者除き不要	岩手県 経営支援課 Tel.629-5542	融資関係
3	新型コロナウイルス感染症対策資金「伴走型資金」	全般	全般	<ul style="list-style-type: none"> ●次の要件いずれにも該当する中小企業等 ①最近1か月間の売上高又は販売数量が前年同月に比して15%以上減少 ②その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること ③市町村が発行するセーフティネット保証4号、5号、危機管理保証のいずれかの認定を受けられる方 	①融資限度額4,000万円 ②融資利率 年1.4%以内（固定） 年1.2%以内（変動） ③保証料率年0.2% ④その他 経営行動に係る計画書を策定すること 【4月2日追記】 【取扱期間】令和4年3月31日まで	【資金使途】 運転・設備 【融資期間】 10年以内（据置期間5年以内） 【融資限度額】 4,000万円 【融資利率】 年1.4%以内（固定） 年1.2%以内（変動） 【保証料率】 年0.2% 【担保】 金融機関所定の条件による 【保証人】 原則法人の代表者除き不要	岩手県 経営支援課 Tel.629-5542	融資関係
4	新型コロナウイルス感染症対応資金（特別資金） -【2月19日追記】-	全般	全般	売上が減少し、セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けている中小企業等 【保証4号認定要件】（以下の①、②いずれの要件も満たすこと） ①最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少 ②①含む今後3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少見込 【保証5号認定要件】 ①指定業種の事業で、最近3か月間の売上高等が同期比5%以上減少 【危機関連保証認定】（以下の①、②いずれの要件も満たすこと） ①最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少見込 ②①含む今後3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少見込 保証料の補助金交付申請書・交付請求書は、令和3年8月31日で申請受付変更	①融資限度額： 6,000万円 ②融資利率：当初3年間無利子 ③保証料率：全額補給 — — 【2月19日追記】 信用保証付きの既往債務を、本制度により借換えすることが可能に。 —（詳しくは取引金融機関に相談すること）—	【資金使途】 運転・設備 【融資期間】 10年以内 —【1月25日追記】— 【融資限度額】 6,000万円 （2月1日から施行） —（※4,000万円より限度額引上げ）— 【融資利率】 年1.4%以内（当初3年間無利子） 【保証料率】 年0.85% —（全額補助）— 【担保】 不要 【保証人】 一定要件で代表者不要 【取扱期間】 令和3年3月31日まで	岩手県 経営支援課 Tel.019-629-5547	融資関係
5	地域企業経営支援金 (7月12日申請受付開始) 【6月15日追記】	中小事業者	卸売・小売（無店舗も対象）、飲食、サービス、宿泊、製造、建設、運輸、その他	<ul style="list-style-type: none"> ●次の要件いずれにも該当する中小企業等 感染症対策や業態転換等に取り組みながら対象事業を継続し、店舗を有し、 ①売上が前々年同月比で50%以上減少している ②連続する3か月の売上合計が前々年同期比で30%以上減少している *令和3年4月から令和4年3月までの期間において、売上が前々年同月比（H31.4～R2.3）の売上から差し引き、減少分が支援金対象となる。（申請者の都合により令和2年を用いても可とする） 	①支給額 法人・個人とも 1店舗あたり最大30万円 1事業所あたり最大150万円 （卸売業・宿泊業は従業員数に応じて上限額設定。添付：事業所別被保険者台帳） ②申請は1事業者1回のみです。 （複数店舗を分けて申請することはできません）	【店舗要件】 来客のある常設の施設 【売上要件】 事業者全体の売上で比較（雑収入は除く） 【追加添付】 対象となる店舗の外観、内観の写真必須 （複数店舗の場合はそれぞれ写真必要） 【申請受付期間】 令和4年3月31日まで	地域企業経営支援金 コールセンター (7/9業務開始) Tel.019-00-0000 滝沢市商工会 Tel.684-6123	支援金
6	地域企業経営支援金 飲食店向け認証取得事業者支援事業（7月中旬申請受付予定） 【6月15日追記】	中小事業者	飲食店	感染防止対策を徹底するための認証制度（28項目）に対応した飲食業者に支給	①支給額 1店舗あたり10万円		岩手県 経営支援課 Tel.019-629-5547	支援金

●岩手県の新型コロナウイルス感染症関連情報 専用QRコード



新型コロナウイルス感染症に対する事業者向けの主な支援策一覧

令和3年6月15日現在

滝沢市商工会

(市の支援策①)

No.	事業名	対象者		支援内容		問い合わせ先	区分
		規模・形態	業種	売上高減少率等 該当要件	給付・補助金等金額		

●滝沢市の新型コロナウイルス感染症に関する情報 滝沢市役所ホームページ

http://www.city.takizawa.iwate.jp/life/taki_kenko/_11359/_12421.html